二　算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあっては、確定給付企業年金の加入者であった期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三　その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第百四条の二十六　令第六十五条の二十二の規定により、事業主等が加入者の資格を取得した者に積立金の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

一　令第六十五条の二十一の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法

二　令第六十五条の二十一の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法

三　前条第二号の規約を定めている場合にあっては、その旨及びその概要

四　その他積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

第百四条の七第三項中「第九十一条の五第三項」を「第九十一条の二十二第三項」に改め、同項第二号中「第九十一条の五第五項」を「第九十一条の二十二第五項」に改め、同条を第百四条の十九とし、同条の次に次の一条を加える。

（中途脱退者等に関する原簿）

第百四条の二十　令第六十五条の十六において準用する令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名、性別、生年月日及び住所

二　脱退一時金相当額又は残余財産を連合会に移換した資産管理運用機関等に係る事業主の名称及び規約番号（基金型企業年金である場合にあっては、当該企業年金基金の名称及び基金番号）

三　脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日

四　基礎年金番号

五　法第九十一条の十九第二項の規定により連合会が脱退一時金相当額の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額

六　中途脱退者が負担した掛金がある場合にあっては、本人拠出相当額

七　法第九十一条の二十第二項の規定により連合会が残余財産の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額

八　法第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項の規定により残余財産の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額

第百四条の六第一項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に改め、同条第二項中「第九十一条の四第一項又は第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十一第一項又は第九十一条の二十二第一項」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に改め、同条を第百四条の十八とする。

第百四条の五第一項中「第九十一条の二第五項」を「第九十一条の十九第五項」に改め、同条第二項中「第九十一条の三第五項（法第九十一条の四第四項及び第九十一条の五第七項」を「第九十一条の二十第五項（法第九十一条の二十一第四項及び第九十一条の二十二第七項」に改め、同項第一号中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に改め、同条第三項中「第九十一条の二第六項（法第九十一条の三第六項、第九十一条の四第五項及び第九十一条の五第八項」を「第九十一条の十九第六項（法第九十一条の二十第六項、第九十一条の二十一第五項及び第九十一条の二十二第八項」に改め、同条を第百四条の十七とする。

第百四条の四第一項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の十九第一項」に改め、同条第二項中「第六十五条の七第二項」を「第六十五条の十九第二項」に、「第六十五条の五第一項」を「第六十五条の十七第一項」に改め、同条を第百四条の十六とする。

第百四条の三中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に改め、同条を第百四条の十五とする。

第百四条の二中「第六十五条の二」を「第六十五条の十四」に、「第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項」に、「第百四条の五第二項」を「第百四条の十七第二項」に改め、同条を第百四条の十四とし、第八章の二中同条の前に次の十二条を加える。

（設立の認可の申請）

第百四条の二　法第九十一条の七第一項の規定による連合会の設立の認可の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一　規約

二　法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者の氏名及び住所を記載した書類

三　創立総会の会議録

（規約の変更の認可の申請）

第百四条の三　法第九十一条の八第二項において準用する法第十六条第一項の規定による規約の変更の認可の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、法第九十一条の八第一項第六号に掲げる年金給付及び一時金の変更に係る規約の認可の申請は、当該年金給付及び一時金の額の算定の方法を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

（規約の軽微な変更の届出）

第百四条の四　法第九十一条の八第二項において準用する法第十七条第一項の規定による規約の変更の届出は、変更の内容及び理由を記載した届書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

（理事の禁止行為）

第百四条の五　法第九十一条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

一　自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、法第九十一条の二十四の規定において準用する法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約を締結すること。

二　自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。

三　特別の利益の供与を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を締結すること。

（年金給付及び一時金の確保事業の認可の申請）

第百四条の六　法第九十一条の十八第四項ただし書の規定による認可の申請は、拠出金の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2　前項の申請書には、拠出金の算出の基礎を示した書類を添えなければならない。

（予算の認可）

第百四条の七　連合会は、令第六十五条の十二の規定により毎事業年度の予算の認可を受けようとするときは、当該予算に、予算作成の基礎となった事業計画の概要を示した書類を添えて、事業年度開始の一月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の予算は、予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。

3　前項の予定損益計算書には、前々事業年度における実績を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度における推計を表示しなければならない。

4　第二項の予定貸借対照表には、前々事業年度の末日における貸借対照表を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度の末日における推計を表示しなければならない。